

山国川水系流域治水協議会

日 時 : 令和2年8月26日(水) 10時30分～
場 所 : 山国川河川事務所 2F(防災室)、TV会議

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 令和2年7月豪雨に伴う出水の概要
 - (2) 流域治水プロジェクトについて
 - (3) 規約(案)・協議会構成員について
 - (4) 今後のスケジュールについて
4. 閉会

山国川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は、「山国川水系流域治水協議会」（以下「協議会」と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、山国川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会等の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 山国川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

- 2 事務局は、福岡県、大分県、九州地方整備局山国川河川事務所に置く。

(書面による決議)

第9条 協議会は、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- 一 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項
- 二 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年8月26日から施行する。

別表1（協議会の構成員）

中津市長

吉富町長

上毛町長

福岡県 県土整備部 河川管理課長

福岡県 県土整備部 河川整備課長

福岡県 建築都市部 都市計画課長

福岡県 建築都市部 下水道課長

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長

大分県 生活環境部防災局 防災対策企画課長

大分県 土木建築部 河川課長

大分県 土木建築部 砂防課長

大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課長

大分県 土木建築部 公園・生活排水課長

大分県 土木建築部 建築住宅課長

大分県 農林水産部 農村基盤整備課長

大分県 北部振興局 農林基盤部長

大分県中津土木事務所長

福岡県京築県土整備事務所長

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所長

別表2（幹事会の構成員）

中津市 総務部 防災危機管理課長
中津市 上下水道部 排水対策課長
吉富町 未来まちづくり課長
上毛町 総務課長
福岡県 県土整備部 河川管理課長技術補佐
福岡県 県土整備部 河川整備課長技術補佐
福岡県 建築都市部 都市計画課長技術補佐
福岡県 建築都市部 下水道課長補佐
福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長補佐
福岡県 京築県土整備事務所 用地課長
大分県 生活環境部 防災局防災対策企画課長補佐（総括）
大分県 土木建築部 河川課長補佐（総括）
大分県 土木建築部 砂防課長補佐（総括）
大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 主幹（総括）
大分県 土木建築部 公園・生活排水課長補佐
大分県 土木建築部 建築住宅課 参事（総括）
大分県 農林水産部 農村基盤整備課長補佐（総括）
大分県 北部振興局 農林基盤部 企画検査班課長補佐
大分県 中津土木事務所 次長兼企画調査課長
国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 副所長

令和2年8月26日開催

山国川水系流域治水協議会

1. 開会

2. 挨拶 国土交通省 山国川河川事務所長

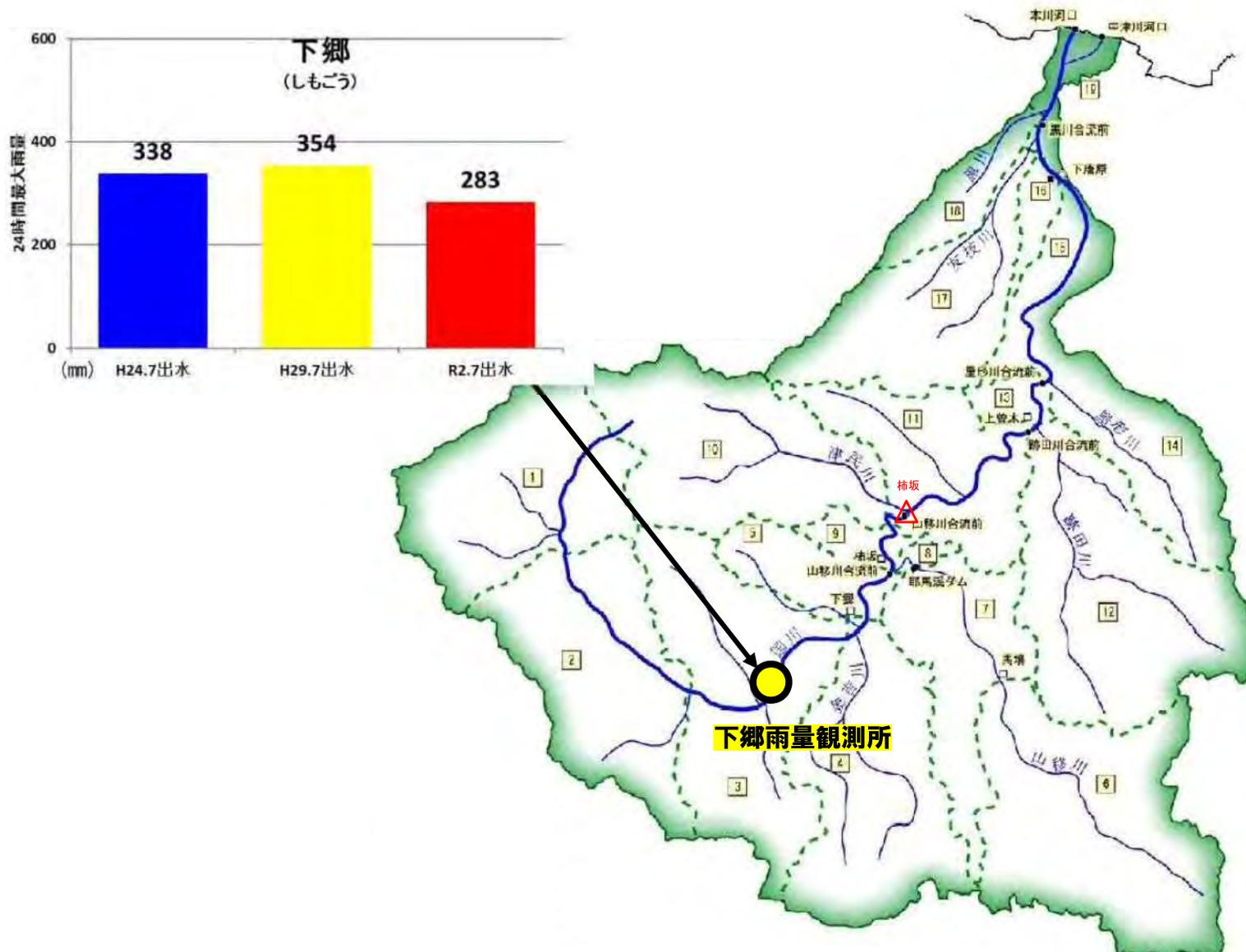
3. 議事

- (1) 令和2年7月豪雨に伴う出水の概要
- (2) 流域治水プロジェクトについて
- (3) 規約(案)・協議会構成員について
- (4) 今後のスケジュールについて

4. 閉会

(1)令和2年7月豪雨に伴う出水の概要

山国川流域では、下郷（しもごう）雨量観測所において、近年の主な出水と同規模の24時間雨量を観測しました。

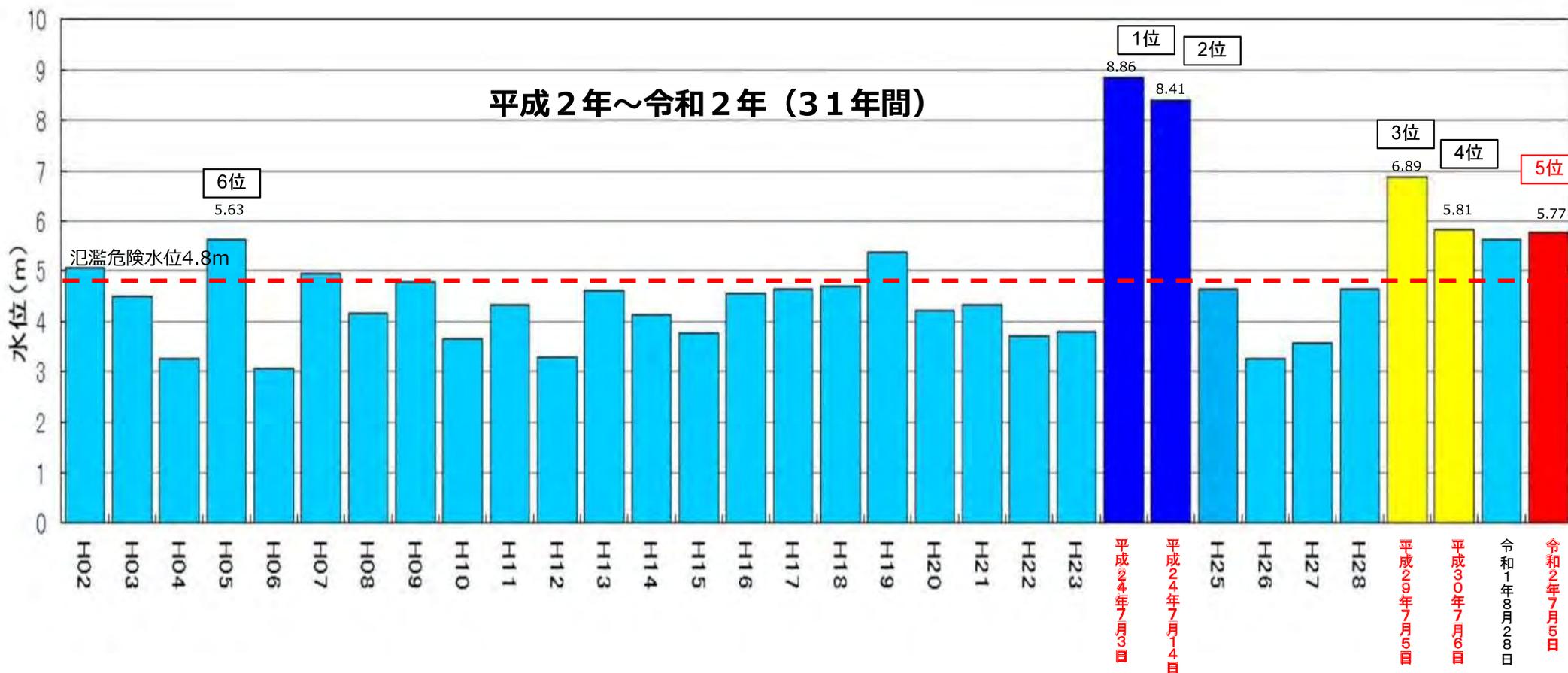


本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

(1)令和2年7月豪雨に伴う出水の概要

○ 平成29年7月九州北部豪雨（H29.7.5）は観測史上3位 平成30年7月豪雨（H30.7.6）は観測史上4位となる洪水。令和2年7月洪水は、観測史上5位（5.77m）となる洪水。

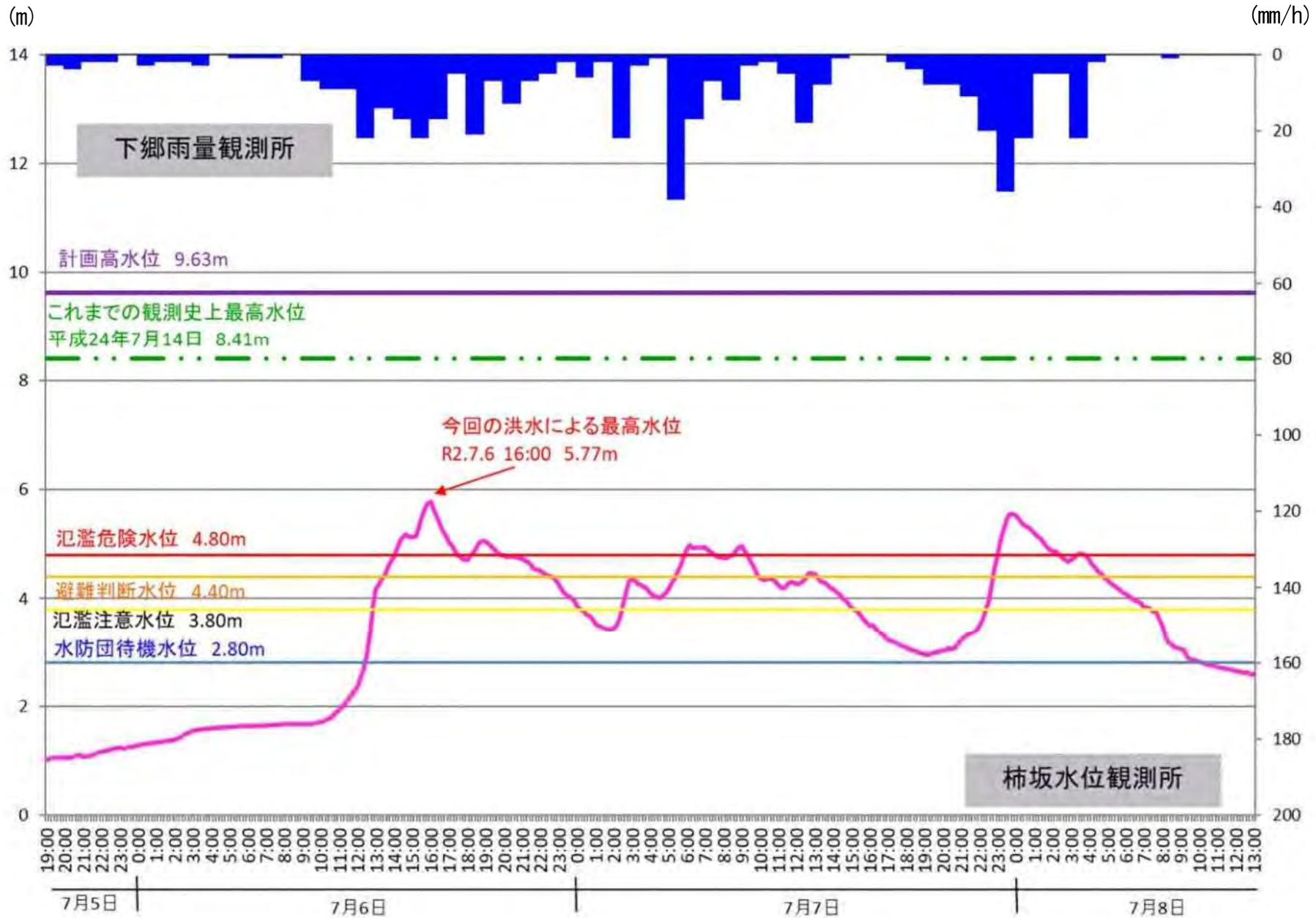
年最高水位表【柿坂水位観測所】



* : 水文観測データ統計処理要領より統計データでは欠測であるが、比較が可能なようにデータを補填

※ 本資料の数値は速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

(1)令和2年7月豪雨に伴う出水の概要



※ 本資料の数値は速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

(1)令和2年7月豪雨に伴う出水の概要

- 山国川中流部では、平成24年7月3日、14日洪水と連続して約200戸の家屋浸水被害が発生。
- 平成24年洪水を踏まえ、「山国川床上浸水対策特別緊急事業」を実施し、平成30年6月に事業完了。
- 上記の事業を実施したことにより、令和2年7月豪雨では、平田地点(22k600付近)で水位が約60cm低下し、山国川沿川では家屋の浸水被害は発生していない。



床上浸水対策特別緊急事業の概要

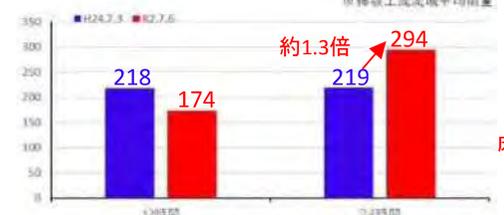
- 事業内容: 築堤、護岸、河道掘削、樹木伐採等
- 期間: 平成25年度～概ね5年間
- 全体事業費: 約74億円



H24洪水に伴う床対事業箇所



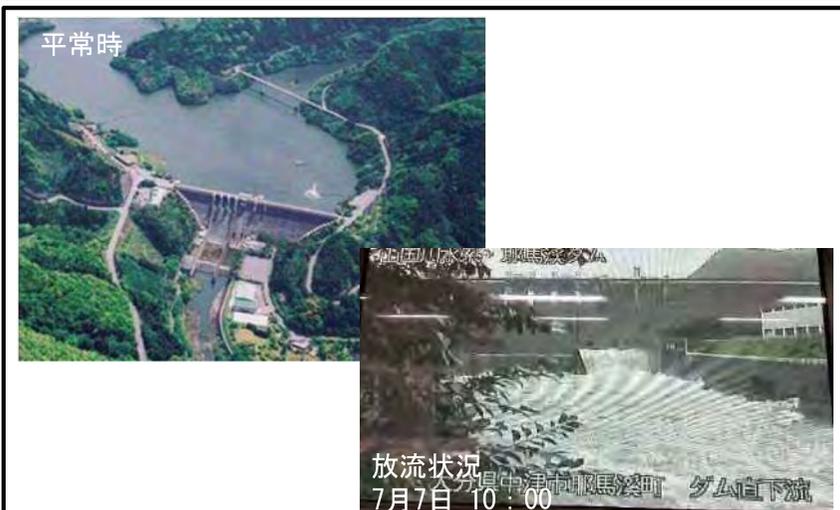
■ H24と今回洪水の降雨量(12時間、24時間)



※ 本資料の数値は速報値及び暫定値であるため、今後の調査結果等で変わる可能性があります。

山国川水系 耶馬溪ダムの防災操作により、山国川の浸水被害を低減(7月6日から7月8日)

- 梅雨前線に伴う豪雨により、耶馬溪ダム上流域においては、437mm(7月5日19時～8日7時)の累加降雨を観測しました。
- 耶馬溪ダムは、5日18時20分より防災操作を開始し、8日0時00分にはダムへの流入量が最大となる約535m³/秒に達しダムに276m³/秒を貯留しました。
- 耶馬溪ダムが無かった場合、上曾木水位観測所地点の水位が約0.56m上昇し、氾濫注意水位を超過(約2.06m)したと推定され、山国川の浸水被害軽減に寄与したと推定されます。



◆ 耶馬溪ダムの状況

約397m³/秒 (= ① - ②)
少なくなって、流れていたと推測。

① 耶馬溪ダムへ流れてきた水量
約560m³/秒
(7月7日23時40分時点)

② 下流河川へ流した水量
約163m³/秒
(7月7日23時40分時点)

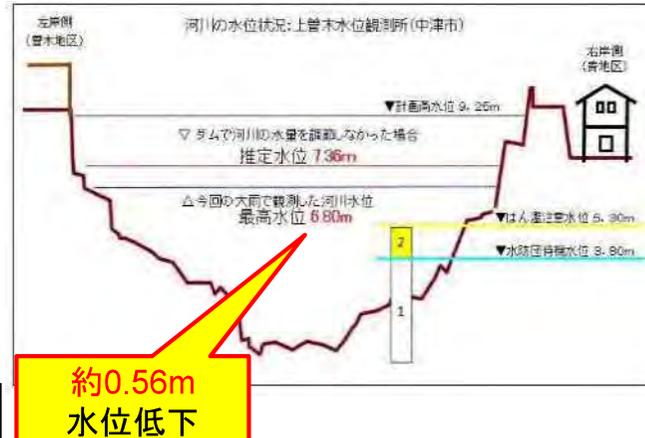
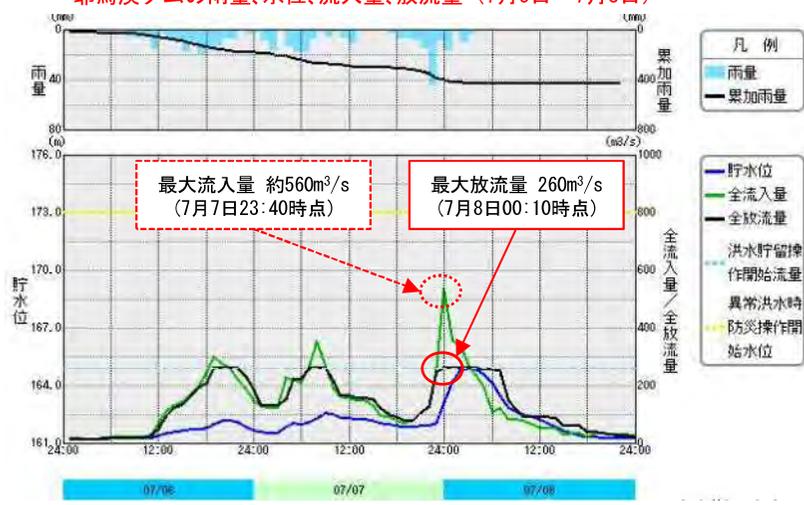
洪水貯留後最高水位: 164.91m
(7月8日3時時点)

約3.8m上昇

洪水貯留前貯水位: 161.12m
(7月5日19時時点)

約2,168千m³の水を貯め込んだ。
これは福岡PayPayドームの約1.2杯分です。

耶馬溪ダムの雨量、水位、流入量、放流量 (7月5日～7月8日)



※ 本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります

(2)流域治水プロジェクト 近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

平成
27
～
29
年

平成27年9月関東・東北豪雨



① 鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
(茨城県常総市)

平成28年熊本地震



② 土砂災害の状況
(熊本県南阿蘇村)

平成28年8月台風10号



③ 小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)

平成29年7月九州北部豪雨



④ 桂川における浸水被害
(福岡県朝倉市)

平成
30
年

7月豪雨



⑤ 小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

台風第21号



⑥ 神戸港六甲アイランドにおける浸水被害
(兵庫県神戸市)

北海道胆振東部地震



⑦ 土砂災害の状況
(北海道勇払郡厚真町)

令和
元年

8月前線に伴う大雨



⑧ 六角川周辺における浸水被害状況
(佐賀県大町町)

房総半島台風

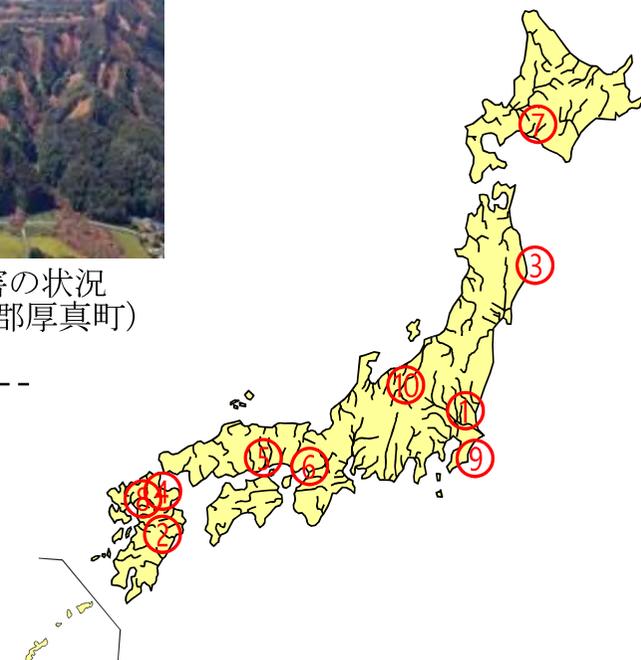


⑨ 電柱・倒木倒壊の状況
(千葉県鴨川市)

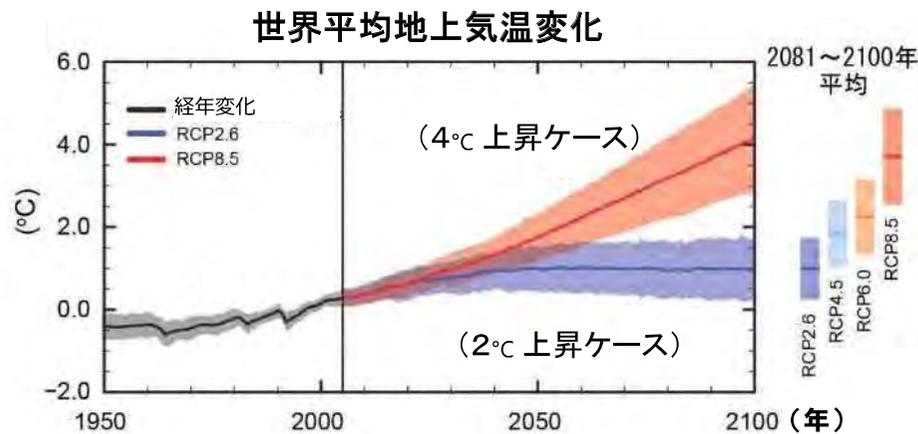
東日本台風



⑩ 千曲川における浸水被害状況
(長野県長野市)



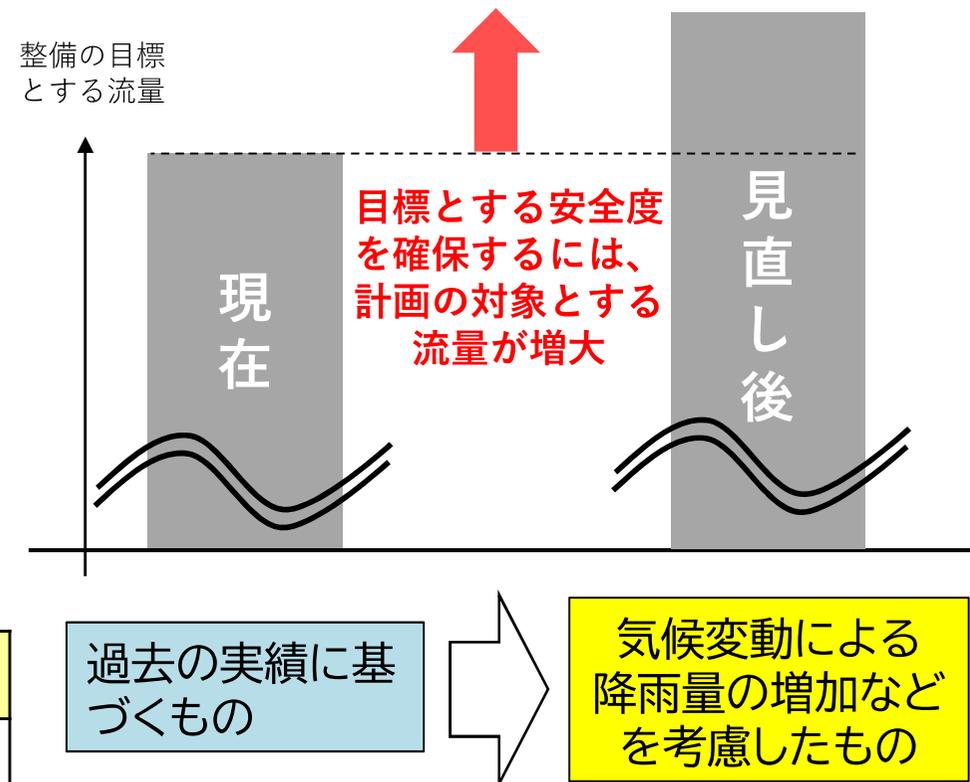
- 災害の発生状況やIPCCの評価等を踏まえれば、将来の気候変動はほぼ確実と考えられ、緩和策と適応策とを車の両輪として進め、気候変動に対応する必要
- 温暖化が進行した場合に、目標としている治水安全度を確保するためには、「過去の実績降雨に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に計画の見直しが必要



降雨量変化倍率をもとに算出した、
流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2°C 上昇相当*	約1.1倍	約1.2倍	約2倍

* 2°C は、温室効果ガスの排出抑制対策(パリ協定)の目標とする気温



課題 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。

対応 ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。
 ◆ 併せて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。

氾濫を防ぐための対策
～ハザードへの対応～

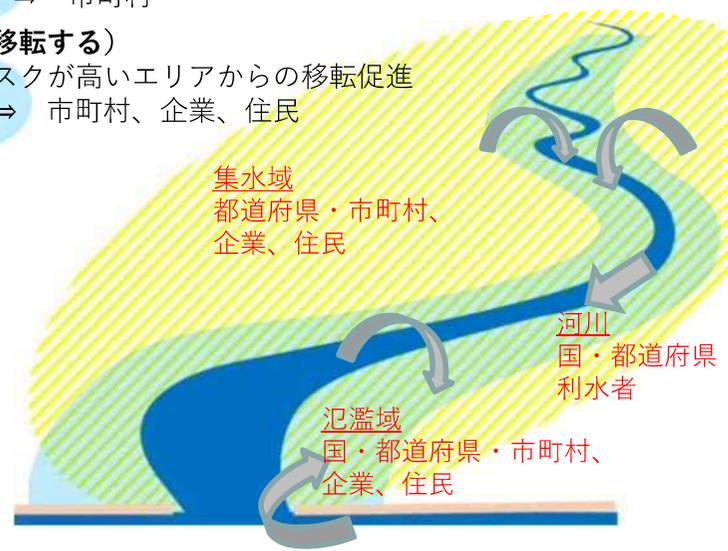
被害対象を減少させるための対策
～暴露への対応～

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策
～脆弱性への対応～

- (しみこませる) ※
雨水浸透施設（浸透ます等）の整備
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民
- (ためる) ※
雨水貯留施設の整備、
田んぼやため池等の高度利用
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民
- ダム、遊水地等の整備・活用
⇒ 国・都道府県・市町村、利水者
- (安全に流す)
河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、
雨水排水施設等の整備
⇒ 国・都道府県・市町村
- (氾濫水を減らす)
堤防強化等
⇒ 国・都道府県

- (被害範囲を減らす)
土地利用規制、高台まちづくり
⇒ 国・都道府県・市町村、企業、住民
- 二線堤等の整備
⇒ 市町村
- (移転する)
リスクが高いエリアからの移転促進
⇒ 市町村、企業、住民

- (避難態勢を強化する)
ICTを活用した河川情報の充実
浸水想定等の空白地帯の解消
⇒ 国・都道府県・市町村・企業
- (被害を軽減する)
建築規制・建築構造の工夫
⇒ 市町村、企業、住民
- (氾濫水を早く排除する)
排水門の整備、排水ポンプの設置
⇒ 市町村等
- (早期復旧・復興に備える)
BCPの策定、水災害保険の活用
⇒ 市町村、企業、住民
- (支援体制を充実する)
TEC-FORCEの体制強化
⇒ 国・企業



※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

凡例	河川での対策	集水域での対策	氾濫域での対策
----	--------	---------	---------

対応 ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。

「流域治水」の具体例

河川・下水道管理者による対策

堤防整備



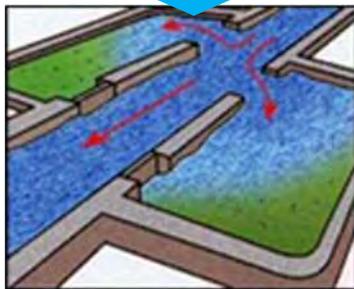
ダム建設・ダム再生



遊水地

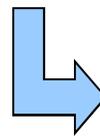


大規模地下貯留施設(下水道)

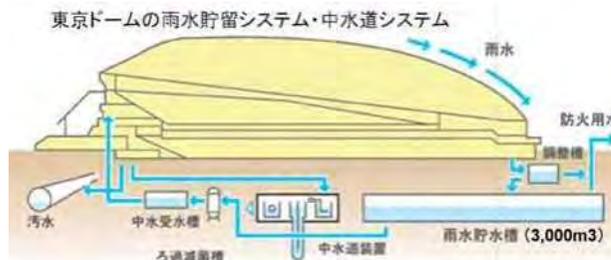


市町村や民間等による対策

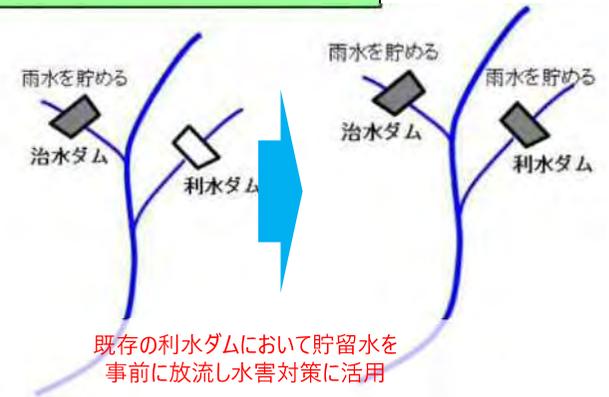
防災調整池



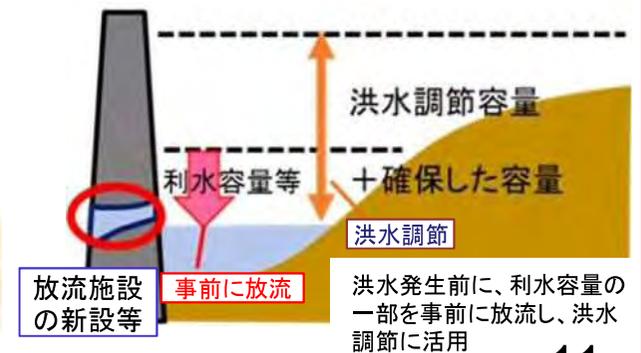
公共施設地下貯留(東京ドーム)



既存の利水ダムの治水活用



(既存ダムの活用例)

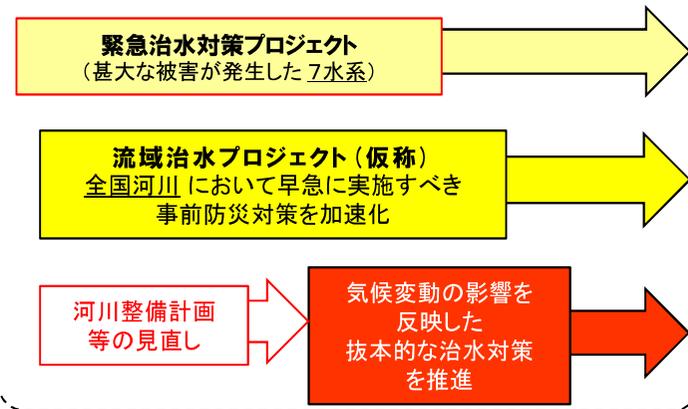


～事業の必要性・効果等をわかりやすく提示～

課題 ◆ 現状の整備水準では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対応できない。また、行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要。

対応 ◆ 令和元年東日本台風で甚大な浸水被害が生じた7水系における対策のみならず、全国の一級水系における早急に実施すべき流域全体での対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。
◆ 「過去の実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に、計画を見直し、抜本的な対策に着手。

今後の治水対策の進め方 (イメージ)



全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

◆ 令和元年東日本台風(台風第19号)により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト (概ね5～10年で行う緊急対策)		
		事業費	期間	主な対策メニュー
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	令和10年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 支川に危機管理型水位計及びカメラの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
	阿武隈川下流			
鳴瀬川	吉田川	約271億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 高台整備、広域避難計画の策定 等
那珂川	那珂川	約665億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
久慈川	久慈川	約350億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堰改築、堤防整備 【ソフト対策】 下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化 等
信濃川	信濃川	約1,768億円	令和9年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 田んぼダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムライン策定推進 等
	千曲川			
合計		約5,424億円		

※ 令和2年3月31日 HP公表時点

全国の各河川で「流域治水プロジェクト(仮称)」を公表

◆ 全国の一級水系を対象に、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を、都道府県や市町村と連携して検討し、国民にわかりやすく提示。

【イメージ】 ○ ○ 川流域治水プロジェクト

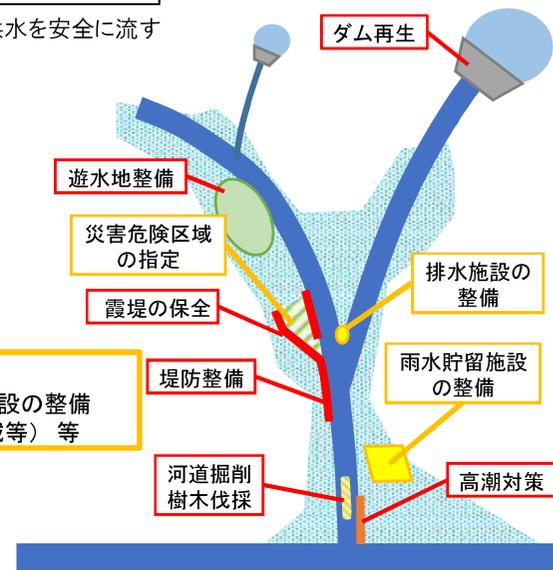
- ★ 戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
- ★ ... 浸水範囲(昭和XX年洪水)

(対策メニューのイメージ)

■ 河川対策
・堤防整備、河道掘削
・ダム再生、遊水地整備 等

■ 流域対策(集水域と氾濫域)
・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
・土地利用規制・誘導(災害危険区域等) 等

■ ソフト対策
・水位計・監視カメラの設置
・マイ・タイムラインの作成 等



山国川水系流域治水プロジェクト（素案）

～九州屈指の急流河川の山国川における被害の軽減に向けた治水対策及び流域一体の防災対策の推進～

- 令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、山国川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、戦後最大の平成24年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下し、流域における浸水被害の軽減を図る。



■ 河川における対策
 国の対策内容 河道掘削、堤防整備
 河川防災ステーションの整備 等
 ※ 今後、関係機関と連携し、県管理区間の河川改修を追加予定

■ 流域における対策のイメージ
 ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
 ・土地利用規制・誘導（災害危険区域等） 等
 ※ 今後、関係機関と連携し対策検討

■ ソフト対策のイメージ
 ・水位計・監視カメラの設置
 ・マイ・タイムラインの作成 等
 ※ 今後、関係機関と連携し対策検討



国管理区間の被害状況		7/3洪水	7/14洪水
浸水区域面積	ha	58.1	50.1
	床下浸水 戸	132	125
家屋被害	床下浸水 戸	62	63
	計 戸	194	188



中津市耶馬溪町柿坂地区の越水による浸水被害状況（平成24年7月洪水時）



中津市本耶馬溪町曾木地区の越水による浸水被害状況（平成24年7月洪水時）



中津市本耶馬溪町多志田地区の越水による浸水被害状況（平成24年7月洪水時）

凡例
 浸水範囲（戦後最大のH24.7洪水実績）
 浸水想定区域
 大臣管理区間

※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

流域における対策事例について

項 目	内 容
流出抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災調整池 ・ 校庭貯留 ・ ため池やクリークの治水利用 ・ 水田貯留 ・ 浸透ます、浸透管 ・ 建物内の雨水貯留施設 ・ 住宅等における各戸貯留 ・ 透水性舗装 ・ 一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ ・ 自然地の保全等
土地利用・住まい方の工夫 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害危険区域の指定 ・ 立地適正化計画の見直し (居住誘導区域への災害リスクの考慮) ・ 二線堤等の整備や保全 ・ 高台整備 ・ 家屋移転 ・ 宅地嵩上げ、住宅高床化 ・ 電気設備のかさ上げ、止水板の設置 等

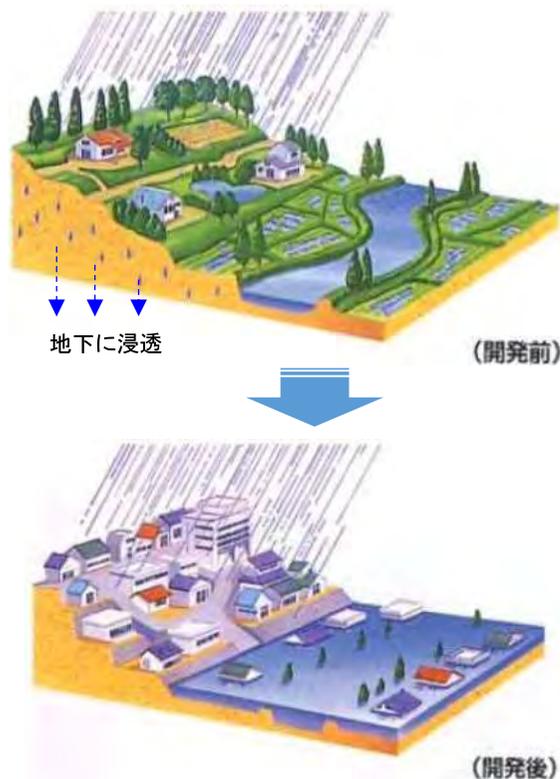
(参考) 特定都市河川浸水被害対策法

流出抑制対策

流出抑制対策の拡大

- 急激な都市化に伴う河川への流出量の増大により治水安全度の低下が著しい都市部の河川流域を対象に、河川対策、下水道対策に加え、雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策等を実施する総合治水対策を昭和55年より推進
- 気候変動による降雨量の増大を考慮すると、都市開発による流出増を抑制するための貯留施設の整備に加えて、地域の協力によって更なる貯留施設等の整備により、河川への流出を抑制。

【都市化に伴う河川への流出量の増大】



宅地造成等によって、雨水が地下に浸透せず、河川等に一度に流出して浸水被害をもたらす

河川への流出抑制対策の例



河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備【農業用施設等の活用】

- 地方自治体においても、ため池や水田などの既存ストックに貯留機能を付与することで治水対策への活用を行っている。

ため池

- ・ 兵庫県や県内市町は、ため池の事前放流施設の整備等を実施
- ・ 奈良県や大和川流域市町村は、ため池の事前放流施設の整備等を実施
- ・ 国土交通省は、「流域貯留浸透事業(防災・安全交付金)」にて地方公共団体が治水容量を確保するための改良等に対して支援



(H26.10 淡路市志筑 黒田池)

兵庫県での事例

水田

- ・ 新潟市は、「田んぼダム利活用促進事業」にて団体が行う水田貯留施設整備を支援
- ・ 兵庫県は、水田貯留に関心を持つ集落にせき板を配布する等の取組を推進

【参考】

農林水産省は、農業・農村の多面的機能の増進を図るため、農業者等で構成される組織が、地域共同で水田等の雨水貯留機能の活用を図る取組を行う場合、「多面的機能支払交付金」を活用可能としている。



田んぼダムます

新潟市での事例

流域内のクリーク(農業用水路)の活用(事例)

- 白石平野では、干拓地に広がるクリークの農業用水を事前に放流して、雨を貯留するポケットを確保することにより、地域の湛水被害軽減。



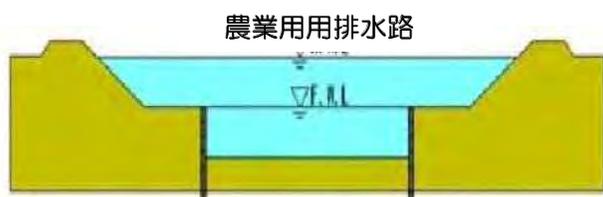
白石平野クリーク(約5,100ha)の
貯留可能量

約580万m³
(約2,200万m³)

※()書きは、圃場(水田・畑)含む

水位低下対策を未実施

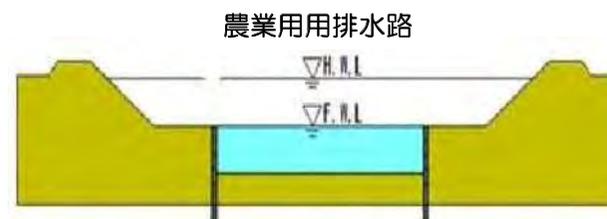
クリークが満水状態で、雨を貯水できない!



湛水被害

水位低下対策を実施

事前放流により、貯水位を下げ、雨を貯留!



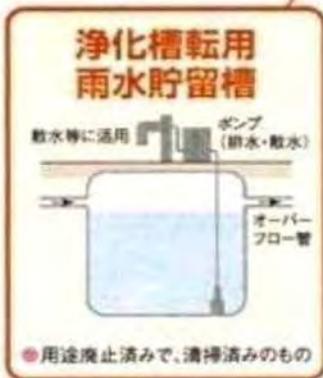
湛水被害軽減

治水効果

河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備【各戸貯留等による浸水対策】

○ 個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が、地方公共団体に対して交付金により支援を実施。

各戸貯留浸透施設（支援対象）のイメージ

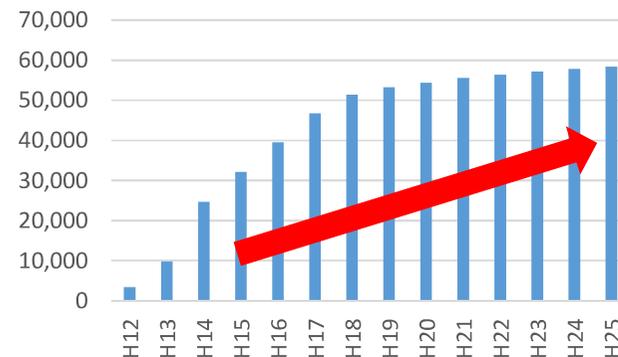


取組事例（新潟市）

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、平成25年度末までに、累計で約6万基の雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。



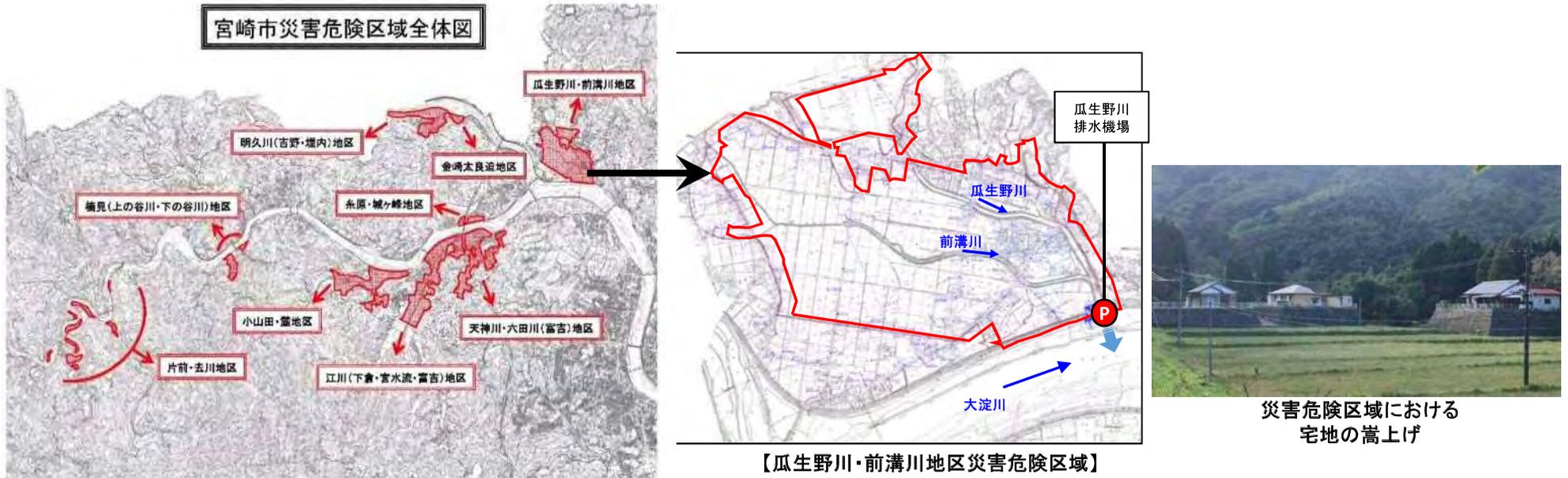
新潟市の雨水貯留浸透施設の設置件数



土地利用・住まい方の工夫

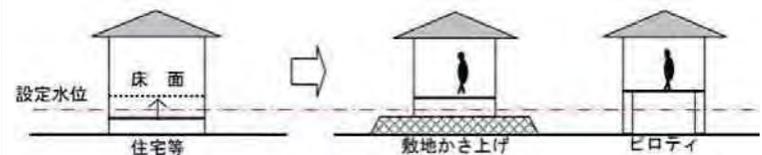
大淀川における災害危険区域指定(宮崎県宮崎市)

- 平成17年9月の台風14号で、大淀川下流域において浸水家屋数4,483戸(床上浸水3,697戸、床下浸水786戸)に達する浸水被害が発生。
- 瓜生野川・前溝川地区においては、排水機場整備後も内水浸水リスクが残るエリアについて、宮崎市災害危険区域に関する条例に基づき、災害危険区域を指定。
- 災害危険区域においては、建築物の建築を規制。



【宮崎市災害危険区域に関する条例における建築制限】

対象建築物	制限内容
① 住宅、共同住宅、寄宿舍、寮等 ② 「病室」を持つ病院、診療所 ③ 「寝室」を持つ児童福祉施設	・左記建築物の居間、寝室等の「居住室の床面」は、設定水位より上に設けること。 ・建築に際しては、市長認定を要する。



- 床上浸水被害等の早期解消のため、連続堤での整備ではなく、土地の利用状況を考慮し、一部区域の氾濫を許容した輪中堤を整備することで、効果的な家屋浸水対策を実施。
- 長野県中野市古牧地区（千曲川）では、令和元年台風第19号時、輪中堤内の集落は浸水を免れた。

<長野県中野市古牧地区（千曲川）輪中堤による家屋浸水被害の解消>

位置図



実施箇所



● 古牧地区での災害危険区域
千曲川の計画高水位(H.W.L.)以下の範囲を指定。



輪中堤整備後写真



R1台風19号時洪水状況写真



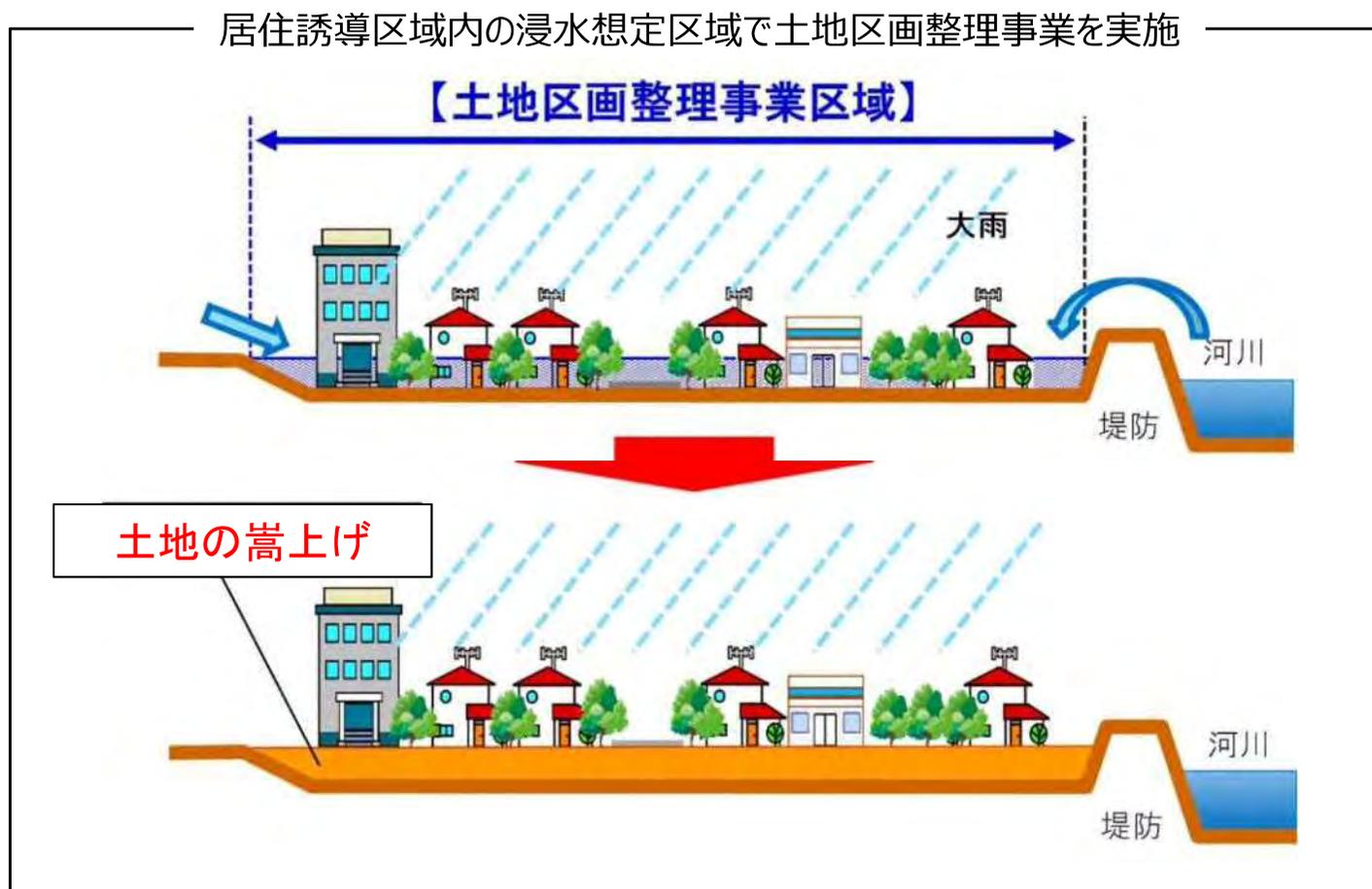
● 中野市災害危険区域に関する条例 抄
(災害危険区域の指定)
第2条 災害危険区域は、出水により災害を被る危険性が高い区域で、市長が指定した区域とする。
2 市長は、災害危険区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
(建築制限)
第3条 前条の規定により指定した区域内において、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害危険区域を指定した際、現に存する住居の用に供する建築物を増築し、又はその一部を改築する場合及び次の各号に掲げるものについては、この限りでない。
(1) 主要構造物(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、別に定める災害危険基準高(以下「基準高」という。)未満を居室の用に供しないもの
(2) 基礎を鉄筋コンクリート造とし、その上端の高さを基準高以上としたもの
(3) 地盤面の高さを基準高以上としたもの

※赤字については、令和2年度の拡充事項

○居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、都市再生区画整理事業を拡充し、**立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業**について、**一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に追加。**

【土地の嵩上げによる浸水対策のイメージ】

区画整理事業にあわせて土地の嵩上げをすることにより、地区内の浸水被害を軽減



◎ 被害範囲を減らす二線堤等の整備

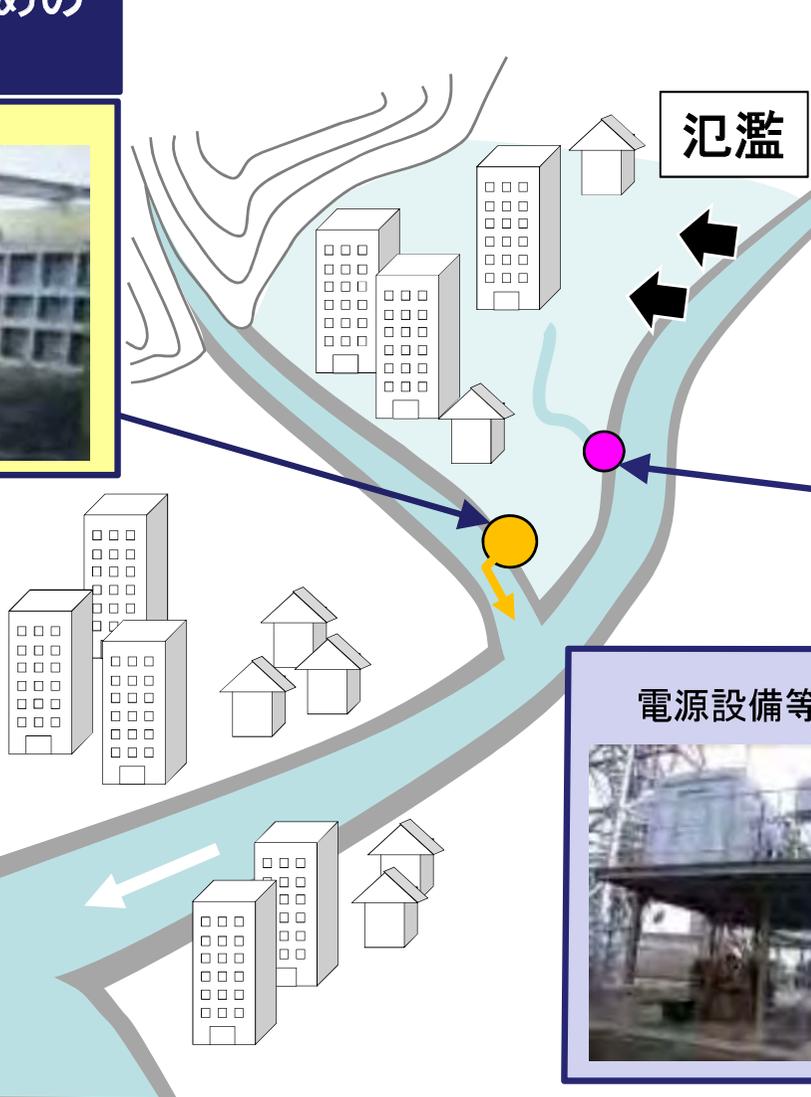
浸水エリアを氾濫拡大の抑制と氾濫水の排除等

○ 氾濫水を早期に排除するための排水門の整備や排水機場等の耐水化等を推進

迅速な氾濫水排除のための
排水門の整備



排水ポンプ車による緊急排水



排水機場の耐水化



電源設備等の嵩上げ



止水板の設置



○令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した7水系において、国、都県、市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」を進めています。
○令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧を進めていきます。

全体：7水系

■河川における対策

約5,424億円(国：4,302億円、県：1,122億円)

災害復旧 約1,509億円(国：683億円、県：826億円)

改良復旧 約3,915億円(国：3,619億円、県：296億円)

※県の改良復旧事業等の新規事業採択により事業費が追加されました。

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。



吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクト 約271億円

- ハード対策
 - ・河道掘削、堤防整備
- ソフト対策
 - ・浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等



阿武隈川緊急治水対策プロジェクト 約1,840億円

- ハード対策
 - ・河道掘削、遊水地、堤防整備
- ソフト対策
 - ・支川に危機管理型水位計及びカメラの設置
 - ・浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等



久慈川緊急治水対策プロジェクト 約350億円

- ハード対策
 - ・河道掘削、堤防整備
- ソフト対策
 - ・霞堤等の保全・有効活用 等



那珂川緊急治水対策プロジェクト 約665億円

- ハード対策
 - ・河道掘削、遊水地、堤防整備
- ソフト対策
 - ・霞堤等の保全・有効活用 等



信濃川水系緊急治水対策プロジェクト 約1,768億円

- ハード対策
 - ・河道掘削、遊水地、堤防整備
- ソフト対策
 - ・田んぼダムなどの雨水貯留機能確保
 - ・マイ・タイムライン策定推進 等



入間川流域緊急治水対策プロジェクト 約338億円

- ハード対策
 - ・河道掘削、遊水地、堤防整備
- ソフト対策
 - ・高台整備、広域避難計画の策定 等



多摩川緊急治水対策プロジェクト 約191億円

- ハード対策
 - ・河道掘削、堰改築、堤防整備
- ソフト対策
 - ・下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化 等

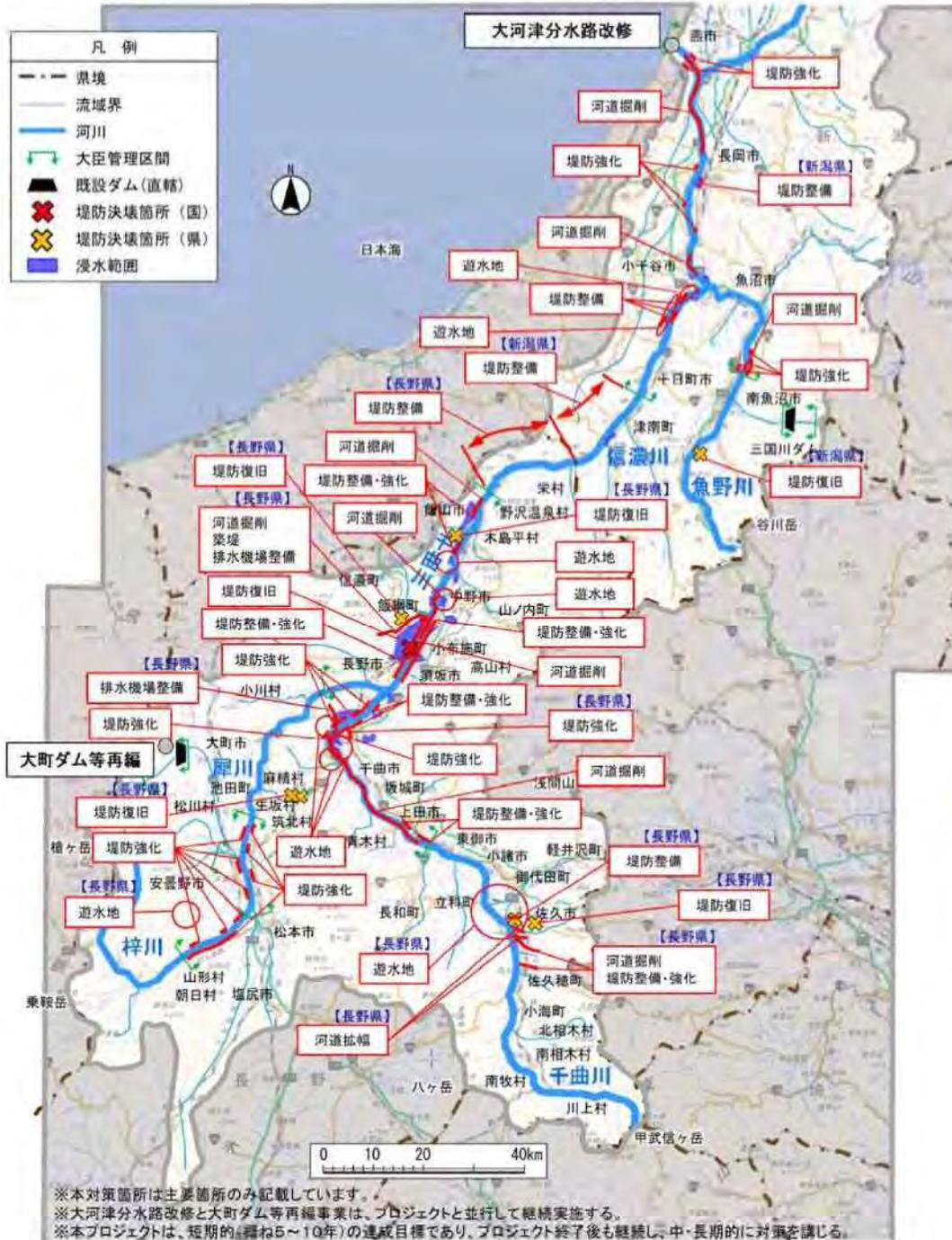


※今後の調査・検討等により追加・変更がある。

信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

～ 「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進 ～

【令和2年度版】



○令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した信濃川水系において国、県、市町村が連携し、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を進めています。

○国、県、市町村が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、信濃川本川及び千曲川本川の堤防で被災した区間で越水防止を目指します。

- ①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
- ②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】
- ③減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

○令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や、全川での河道掘削等の改良復旧、ため池等既存施設の有効利用（流域対策）、マイ・タイムラインの普及（ソフト施策）を進めていきます。

■河川における対策

全体事業費	約1,768億円【国：約1,227億円、県：約541億円】
災害復旧	約586億円【国：約214億円、県：約372億円】
改良復旧	約1,183億円【国：約1,013億円、県：約169億円】

事業期間 令和元年度～令和9年度
 目 標 【令和6年度まで】
 令和元年東日本台風（台風第19号）洪水における
 ・千曲川本川の大規模な浸水被害が発生した区間等において越水等による家屋部の浸水を防止
 ・信濃川本川の越水等による家屋部の浸水を防止
 【令和9年度まで】
 令和元年東日本台風（台風第19号）洪水における
 ・千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水を防止

対策内容 河道掘削、遊水地、堤防整備・強化

※県の改良復旧事業等の新規事業採択により事業費が追加されました。
 ※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

■流域における対策

- ・ため池等既存施設の補強や有効活用
- ・田んぼダムを活用した雨水貯留機能の確保
- ・学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設
- ・排水機場等の整備、耐水化の取組
- ・防災拠点等

■ソフト施策

- ・「まちづくり」や住まい方の誘導による水害に強い地域づくりの検討
- ・高床式住まいの推進
- ・マイ・タイムラインの普及
- ・公共交通機関との洪水情報の共有
- ・住民への情報伝達手段の強化



長野市穂保地先の堤防決壊、浸水被害状況



新潟県小千谷市内における浸水被害状況

※計数については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合がある。

吉田川・新たな水害に強いまちづくりプロジェクト ～大規模氾濫被害の最小化に向けた、より水害に強いまちづくりの実践～

【令和2年度版】

○令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した鳴瀬川水系吉田川において、国、県、市町が連携し、「吉田川・新たな水害に強いプロジェクト」を進めています。

○国、県、市町が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、より水害に強いまちづくりを目指します。

①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】

②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】

③減災に向けたさらなる取り組みの推進【ソフト施策】

○令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧、雨水貯留施設の整備(流域対策、ソフト施策)を進めていきます。

【位置図】



河川における対策

- 全体事業費 約271億円
【国：約267億円、県：約4億円】
- 災害復旧 約30億円
【国：約26億円、県：約4億円】
- 改良復旧 約241億円
【国：約241億円】
- 事業期間 令和元年度～令和6年度
- 目標 令和元年東日本台風洪水における本川からの越水防止
- 対策内容 河道掘削、堤防整備等

※県の復旧事業の新規事業採択により事業費が追加されました。
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

流域における対策

- ・水防災拠点の拡張、増設
- ・内水対策（雨水貯留施設・調整池・排水路整備）
- ・避難、復旧道路の嵩上げ
- ・排水機場の非浸水化 等

ソフト施策

- ・地区別ハザードマップ等の作成
- ・要配慮者サポーターの育成
- ・防災行政無線屋外子局増設による避難体制の強化
- ・浸水想定地域等のハザードエリアに対する移転建替え等補助制度 等



※計数については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合がある。

久慈川緊急治水対策プロジェクト

～多重防御治水の推進～

【令和2年度版】

○令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した久慈川水系において、国、県、市町村が連携し、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」を進めています。

○国、県、市町村が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、社会経済被害の最小化を目指します。

①多重防御治水の推進【河道・流域における対策】

②減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

○令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や河道掘削等の改良復旧、霞堤の保全と整備、簡易型河川監視カメラの設置、越水・決壊検知機器の開発などを進めていきます。

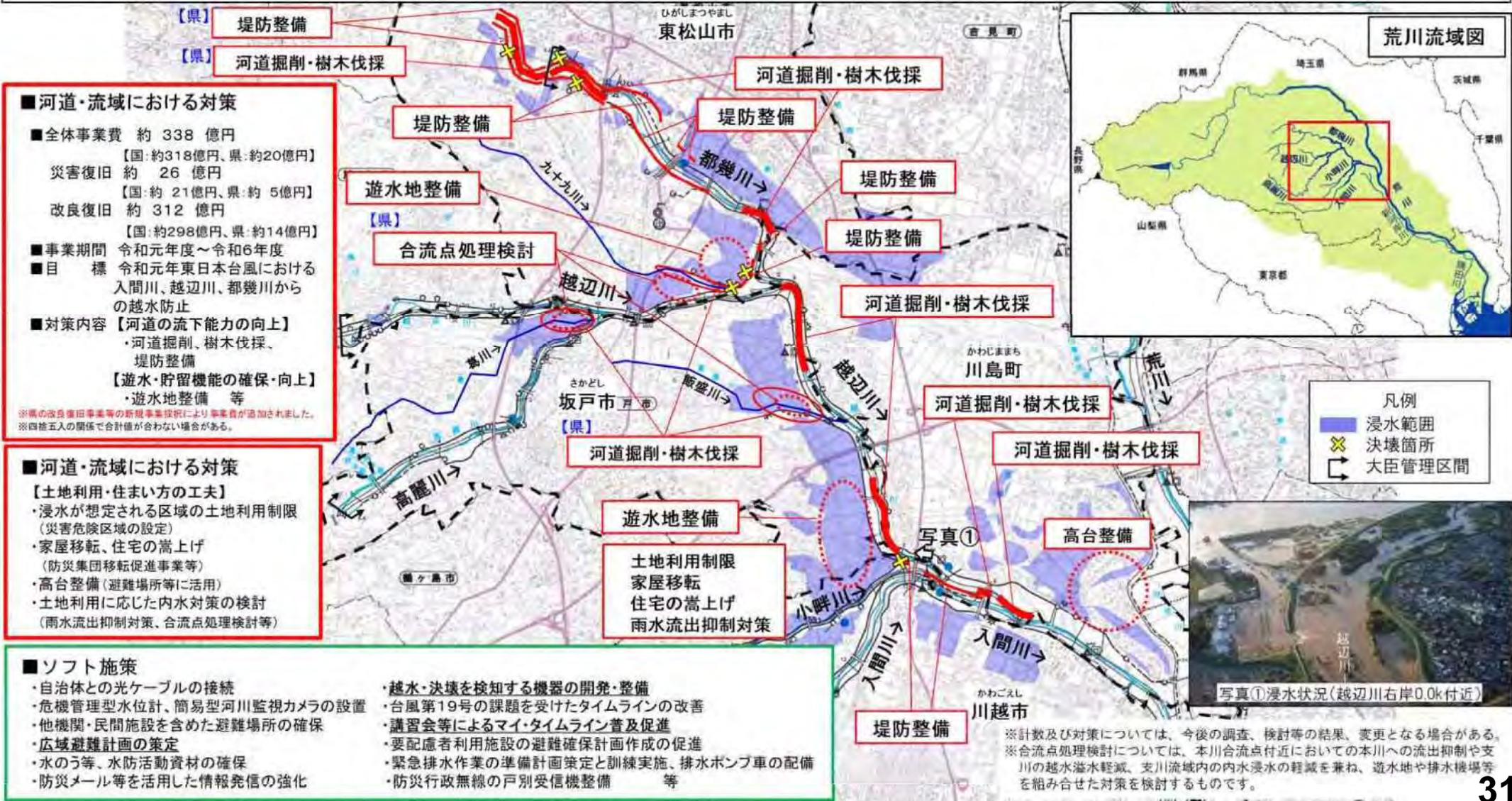


入間川流域緊急治水対策プロジェクト

～多重防御治水の推進～

【令和2年度版】

- 令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した、入間川流域において、国、県、市町が連携し、「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を進めています。
- 国、県、市町が連携し、以下の取組を実施していくことで、社会経済被害の最小化を目指します。
 - ①多重防御治水の推進【河道・流域における対策】
 - ②減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】
- 令和2年度は、決壊箇所及び越水箇所の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧、合流点処理検討、簡易型河川監視カメラの設置、越水・決壊検知機器の開発などを進めていきます。



■河道・流域における対策

- 全体事業費 約 338 億円
 - 【国:約318億円、県:約20億円】
 - 災害復旧 約 26 億円
 - 【国:約 21億円、県:約 5億円】
 - 改良復旧 約 312 億円
 - 【国:約298億円、県:約14億円】
- 事業期間 令和元年度～令和6年度
- 目 標 令和元年東日本台風における入間川、越辺川、都幾川からの越水防止
- 対策内容 【河道の流下能力の向上】
 - ・河道掘削、樹木伐採、堤防整備
 - 【遊水・貯留機能の確保・向上】
 - ・遊水地整備 等

※県の改良復旧事業等の新規事業技術により事業費が追加されました。
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

■河道・流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】

- ・浸水が想定される区域の土地利用制限(災害危険区域の設定)
- ・家屋移転、住宅の高上げ(防災集団移転促進事業等)
- ・高台整備(避難場所等に活用)
- ・土地利用に応じた内水対策の検討(雨水流出抑制対策、合流点処理検討等)

■ソフト施策

- ・自治体との光ケーブルの接続
- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
- ・他機関・民間施設を含めた避難場所の確保
- ・広域避難計画の策定
- ・水のう等、水防活動資材の確保
- ・防災メール等を活用した情報発信の強化
- ・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
- ・台風第19号の課題を受けたタイムラインの改善
- ・講習会等によるマイタイムライン普及促進
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- ・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施、排水ポンプ車の配備
- ・防災行政無線の戸別受信機整備 等

※計数及び対策については、今後の調査、検討等の結果、変更となる場合がある。
※合流点処理検討については、本川合流点付近においての本川への流出抑制や支川の越水溢水軽減、支川流域内の内水浸水の軽減を兼ね、遊水地や排水機場等を船み合せた対策を検討するものです。

多摩川緊急治水対策プロジェクト

【令和2年度版】

～首都東京への溢水防止及び沿川・流域治水対策の推進～

○令和元年東日本台風により、甚大な被害が発生した、多摩川において、国、都、県、市区が連携し、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を進めています。

○国、都、県、市区が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、「社会経済被害の最小化」を目指します。

①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】

②地域が連携した浸水被害軽減対策の推進【流域における対策】

③減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

○令和2年度から護岸等の本格的な災害復旧や、河道掘削等の改良復旧、簡易型河川監視カメラの設置等を進めていきます。



■河川における対策

全体事業費 約191億円
 災害復旧 約28億円
 改良復旧 約163億円
 事業期間 令和元年度～令和6年度
 目標 令和元年東日本台風洪水における本川からの越水防止
 対策内容 河道掘削、樹木伐採、堰改築、堤防整備等
 ※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

■流域における対策

(下水道事業等の整備促進)
 ・流出抑制施設の整備等
 ・既存施設(五反田川放水路(建設中))の活用による雨水貯留
 ・下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化等
 ・移動式排水設備(排水ポンプ車等)の整備
 ・土のう等の備蓄資材の配備等

■ソフト施策

・自治体との光ケーブル接続
 ・簡易型河川監視カメラの設置
 ・多機関連携型タイムラインの策定、運用
 ・講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進
 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
 ・自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施等



東京都世田谷区玉川地区の溢水による浸水被害状況(世田谷区提供)

山国川水系流域治水協議会 規約 (案)

(設置)

第1条 本協議会は、「山国川水系流域治水協議会」(以下「協議会」と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、山国川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会等の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
2 山国川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に誇り、非公開とすることができる。
2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。
2 事務局は、福岡県、大分県、九州地方整備局山国川河川事務所に置く。

(書面による決議)

第9条 協議会は、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。
一 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項
二 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年8月 日から施行する。

山国川水系流域治水協議会

中津市長
吉富町長
上毛町長
福岡県 県土整備部 河川管理課長
福岡県 県土整備部 河川整備課長
福岡県 建築都市部 建築都市計画課長
福岡県 建築都市部 下水道課長
福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長
大分県 生活環境部防災局 防災対策企画課長
大分県 土木建築部 河川課長
大分県 土木建築部 砂防課長
大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課長
大分県 土木建築部 公園・生活排水課長
大分県 土木建築部 建築住宅課長
大分県 農林水産部 農村基盤整備課長
大分県 北部振興局 農林基盤部長
大分県 中津土木事務所長
福岡県 京築県土整備事務所長
国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所長

山国川水系流域治水幹事会

中津市 総務部 防災危機管理課長
中津市 上下水道部 排水対策課長
吉富町 未来まちづくり課長
上毛町 総務課長
福岡県 県土整備部 河川管理課長技術補佐
福岡県 県土整備部 河川整備課長技術補佐
福岡県 建築都市部 都市計画課長技術補佐
福岡県 建築都市部 下水道課長補佐
福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長補佐
福岡県 京築県土整備事務所 用地課長
大分県 生活環境部 防災局防災対策企画課長補佐(総括)
大分県 土木建築部 河川課長補佐(総括)
大分県 土木建築部 砂防課長補佐(総括)
大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 主幹(総括)
大分県 土木建築部 公園・生活排水課長補佐
大分県 土木建築部 建築住宅課 参事(総括)
大分県 農林水産部 農村基盤整備課長補佐(総括)
大分県 北部振興局 農林基盤部 企画検査班課長補佐
大分県 中津土木事務所 次長兼企画調査課長
国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 副所長

山国川水系流域治水プロジェクト スケジュール(案)

	7月	8月	9月		3月
山国川水系流域治水協議会					
協議会		●			●
幹事会			○	○	○
		●	○		
流域治水プロジェクト			★		★

依頼(流域における対策)
各機関に既存の取り組み、計画中の取り組み内容聞き取り

事務局へ報告

中間とりまとめ案の説明

事務局とりまとめ

★
中間とりまとめ
公表

★
プロジェクト
公表

・国県管理河川の対策内容
・流域対策、ソフト対策の方向性を入れた素案を公表。

・次年度以降
→ 随時、対策の実施状況等のフォローアップを行う。

「第1回山国川水系流域治水協議会」開催

山国川流域において、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えるため、これまでの治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした、**山国川水系流域治水協議会**を設置しました。

この協議会において、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速させるため、『流域治水プロジェクト』の策定に取り組みます。

第1回協議会では、協議会規約や流域治水プロジェクト策定に向けたスケジュールの確認を行いました。

開催概要

日時：令和2年8月26日（水）10：30～
場所：山国川河川事務所 3階防災室（TV会議）

議事内容

- ・令和2年7月豪雨に関する情報交換を行った。
- ・協議会の規約、協議会構成員について合意形成がなされた。
- ・全国の流域治水の対策事例等を紹介した。
- ・流域治水プロジェクト策定に向けて概要やスケジュールの確認を行った。

主な意見・要望等

- ・流域治水プロジェクト策定は、気候変動に伴い激甚化する水災害への防災対策について、改めて見直す契機になる。
- ・県や市町村が今後取り組む事業に対する事業費について、国からの積極的な支援をお願いしたい。



協議会の構成委員

※ 順不同 敬称略

中津市長	奥塚 正典	
吉富町長	花畑 明	
上毛町長	坪根 秀介	代理：岡崎 浩
福岡県 河川管理課長	植木 昭光	
福岡県 河川整備課長	喜多島 礼和	
福岡県 都市計画課長	松村 知樹	
福岡県 下水道課長	宇都宮 道明	
福岡県 農山漁村振興課長	因 孝一郎	欠席
大分県 防災対策企画課長	首藤 圭	代理：池邊 敦
大分県 河川課長	五ノ谷 精一	代理：梶原 修治
大分県 砂防課長	中山 靖人	
大分県 都市・まちづくり推進課長	岡本 文雄	
大分県 公園・生活排水課長	岸元 和明	代理：佐藤 広光
大分県 建築住宅課長	樋口 邦彦	代理：都瑠 淳一
大分県 農村基盤整備課長	安東 正浩	代理：小野 辰三
大分県 北部振興局 農林基盤部長	野上 輝義	
大分県 中津土木事務所長	三村 一	代理：上村 義一郎
福岡県 京築県土整備事務所長	山本 潔	代理：岩松 孝
山国川河川事務所長	伊藤 太一	



【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 調査課

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2 ☎0979-24-0571（代表）